

国民が主権者である

【違憲状態首相】は、「閣議決定で、【集団的自衛権の解釈変更】を今国会終了後に行う」と公言しています。

菅義偉官房長官は、4月19日、「安倍総理大臣が『集団的自衛権を行使する』と言っても、すぐにはできない。日本は法治国家であり、1つ1つ法案を国会で審議していく」と述べました。

しかし、その法案を審議し、決議するのは、最高裁が「**違憲状態**」と判断済の【**違憲状態国会議員**】でしかありません。

今の日本は、憲法98条1項に基き、**国政の無資格者**であるはずの【**違憲状態国会議員**】によって、毎日(今日も、明日も、明後日も、)、国家権力が行使されています。

今の日本は、(国民の多数意見を反映していない)【**違憲状態国会議員**】の多数決によって、増税、エネルギー(原発)、年金等々の重要な国の政策がどんどん決定されてしまうという、異常な国です。

1人1票の選挙(人口比例選挙)が保障されていない今の日本では、国民の多数意見と国会議員の多数意見が対立した場合、国民の多数意見が、国会議員の多数決に負けてしまいます。

例えば、昨年末に通過した**秘密保護法**があります。参議院は、比例選出の96人、選挙区選出の146人の計242人の議員で構成されています。

参院比例は、完全な1人1票(人口比例選挙)です。その参院比例で、法案に賛成したのは自公の41人でした。残りの55人は、同会期中の可決に賛成しませんでした。

この比例選出の55人の議員は、**国民の多数(57%*(約5900万人**))**を代表しています。

ところが、非人口比例選挙で選出される選挙区選出議員(146人)を入れて決をとると、賛成議員と反対

議員の数が逆転してしまい、結局法案は**国会議員の賛成多数で可決**されてしまいました。

1票が等価値でないことにより、『「57%の国民の多数意見」が、「国会議員の多数意見」に負けてしまう』のです。

つまり、今の日本は、**国民主権国家ではなく国会議員主権国家**になっているのです。

1人1票の選挙が保障されていない今の日本では、次の選挙で、国民の多数が、国会議員の多数を選出することができません。

国民の多数が、政権交代をさせられないのです。

*57%=55人/96人
** 約5900万人=1億478万人*** × 55/96
*** 2013年7月3日付登録有権者数(総務省)

さじを捨てよ!



「1票の格差は、2倍未満程度なら合憲だ」、「いや、1.6倍未満程度なら合憲だ」等々といった、過去50年間続いている、これまでの憲法14条(法の下での平等)に基づく「**さじ加減の議論**」をやめ、「**憲法の条文解釈**」をしよう。

平成23年最高裁判決、平成24年最高裁判決によって、日本は、人口比例選挙に向けて大きく前進しました。**平成25年最高裁判決**では、**鬼丸かおる裁判官が、1人1票の原則を個別意見で示されました。7つの高裁判決は、「憲法は人口比例選挙を保障している」と判断しました。**

最高裁判決が、人口比例選挙の原則(1人1票の原則)を明言すれば、1人1票は実現します。

まずは、あなたの1票の価値を当国民会議のHPから検索してみましょう。

国民は、主権者として、1人1票を認めない最高裁裁判官に対し、**最高裁判所裁判官国民審査**で不信任の×印を投票することができます(憲法79条)。

- 憲法は人口比例選挙を保障している
- 1 国民が主権者である。 憲法前文第1文、1条
 - 2 日本国民は(正当に選挙された国会議員を通じて)行動する。 憲法前文第1文
 - 3 出席議員の過半数で議事を決する。 憲法56条2項

さあ、憲法をしっかりと握りしめ、国民主権国家の扉を開こう!

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。 <http://www.ippyo.org/>



一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221
合わせ | EmailとFaxのみで受付しております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議